

令和元年11月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年11月8日(金)午後1時30分～

2. 開催場所 玖珠町役場 2階 庁議室

3. 出席委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 河野千代美
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
6番 安藤 慎八(副会長) 7番 梶原 光宏(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 4番 梅木 隆富
5番 藤原 善和 6番 高浪 辰雄 7番 高倉 利子
8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広 10番 帆足 清己
12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 (申請取り下げ)
議案第5号 非農地証明願いについて
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について(相続)
報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願いについて
報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の
取下げ願いについて

その他

6. 農業委員会事務局

局長 渡辺 克之 主幹(統括) 井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

7. 会議の概要	
事務局長	<p>ただ今より11月定例委員会を開催します。梶原会長にごあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局長	<p>農業委員定数7名に対して、全員の出席ですので、玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等ございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言して頂きたいと思えます。</p>
議長	<p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので以降議事の進行につきましては会長よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、1番委員、2番委員よろしくをお願いします。なお、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請です。</p>
議長	<p>番号1、大字太田字川底〇〇〇〇番〇外2筆、登記簿地目は田、面積合計745㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。</p>
議長	<p>以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の調査結果の報告をお願いします。</p>
2番	<p>番号1を 2番委員 お願いします。</p>
2番	<p>番号1について、調査結果を報告します。場所の所在は、大字太田字川底〇〇〇〇-〇外2筆、合計面積745㎡です。稲作、ピーマンを栽培している〇〇さんが取得して耕作する予定です。権利の内容は3条の有償移転です。譲渡人の〇〇さんは、現在〇</p>

	<p>○市のほうに住んでおり、耕作ができなくなったとの事情で、売買です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は直線約400mですが、回っていくので約1kmです。譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具の所有状況はトラクターで、コンバイン、田植え機は共同で使用しています。耕作は本人1人ですが、十分できると思います。取得後の耕作に問題ありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字戸畑字石櫃〇〇〇〇、登記簿地目は畑、面積565㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、植林用地としての転用です。なお、昭和30年頃より、すでに植林されており、追認案件です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、7番委員です。</p> <p>番号2、大字帆足字影ノ木〇〇〇〇-〇、登記簿地目は田、面積合計991㎡です。申請人は、〇〇町の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、植林用地としての転用です。なお、昭和58年頃より、すでに植林されており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は5番委員です。</p> <p>番号3、大字四日市字苗代田〇〇〇〇-〇外1筆、登記簿地目は田、面積は4,265㎡のうち1,636㎡です。申請人は、</p>

	<p>〇〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農業用施設用地としての転用です。なお、平成23年頃より、すでに農業用施設用地として利用しており、追認案件です。農地の区分は、農用地内農地と判断されます。担当委員は、7番委員です。</p> <p>番号4、大字綾垣字下綾垣〇〇〇〇-〇、登記簿地目は畑、面積は465㎡のうち72㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場用地としての転用です。農地の区分は、第1種農地と判断されます。担当委員は、2番委員です。</p> <p>以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を</p> <p>番号1、3 を 私が 説明します。</p> <p>番号2 を 5番委員</p> <p>番号4 を 2番委員 お願いします。</p> <p>委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
7番	<p>番号1の調査結果を報告します。土地の所在は、国道〇〇〇〇号線より町道〇〇〇線の〇〇踏切より約150m入ったところの宅地の裏側に位置しております。面積は、1筆 565㎡で、畑を山林に転用し、現況はスギ・ヒノキを植林しております。昭和30年頃に植えられたとのことで、無断転用案件ということで始末書も提出されております。町道側の住宅がありますが、宅地等への影響はありません。また、土砂の流出、崩壊等の恐れその他災害の発生、周りの農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはありません。過去に農地法の違反の該当もありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
推進委員	<p>本人は、来年90歳という高齢の方で、子供はおらず、奥さんと2人で暮らしています。年もとられて、(農地の)整理もされていったほうが良いのではないかと思います。</p>
5番	<p>番号2の調査結果を報告します。土地の所在は、玖珠町大字帆足字〇〇〇、集落手前に位置しております。面積は991㎡です。田を山林にする計画です。所有者は〇〇町大字〇〇に住んでおり、昭和58年頃より耕作条件が悪く、生産性が上がらないため、ク</p>

<p>推進委員</p>	<p>ヌギ約150本を植林し、現況は山林です。当人は、4条の転用許可をしなければならないことを知らなかったことから、今回始末書を提出し、申請を行うものです。当地は第2種農地です。この転用により、土砂の流出、崩落、その他の災害の発生する恐れはありません。なお、隣接者の同意はいただいております。過去に農地法の違反の該当もありません。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
<p>7番</p>	<p>同行しまして、委員の報告したことと同じ意見です。</p> <p>番号3の調査結果を報告します。土地の所在は、県道〇〇号線から町道〇〇〇線に入り、〇〇〇の自治区内に位置しております。面積合計は2筆で、1,636㎡で、現況は田を畜舎と堆肥舎にしております。ビニールハウスを建ててしばらくは野菜を栽培しておりましたが、平成23年より畜舎、堆肥舎として使用しているようです。無断転用案件であるために、始末書を提出されております。隣接の農地、宅地への影響はありません。また、土砂の流出、崩落、その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件への支障を生じる恐れはありません。過去に農地法違反の該当もありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
<p>推進委員</p>	<p>場所は、〇〇〇集落の真ん中にあります。道路のすぐ下で、通るとき、ハウスがあつてずいぶん前から牛をたくさん飼っていると思っておりました。</p>
<p>2番</p>	<p>番号4の調査結果について報告します。11月6日、申請者、推進委員、事務局と現地確認を行いました。土地の所在は、県道〇〇号線〇〇〇バス停の次の〇〇バス停の手前を左折して、橋を渡ってところに位置しています。面積は465㎡のうち72㎡の畑を駐車場用地にする転用計画です。現況は畑の状態です。周囲は本人の土地です。害を及ぼすようなことはありません。事業計画内容は、許可が出次第着工し、12月末には完了する内容です。過去に農地法違反の該当はありません。</p> <p>以上です。</p>

推進委員	問題はないと思います。
議長	事務局、補足説明があればお願いします。
事務局	議案の参考資料集の1ページをお開きください。番号1についてですが、JR〇〇〇駅から300mの範囲内に申請地があるため、第3種農地と判断しております。また、番号4は、第1種農地になりますが、既存の施設面積の2分の1以内の拡張という判断をしております。
議長	質疑はありませんか。
議長	質疑がなければ採決をとります。議案第2号法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第2号法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可し、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。先に、修正がありますので、報告します。番号2についてですが、報告事項の追加でお配りした資料の、報告3にありますとおり、番号2については、申請の取下げ願いの提出がありましたので、削除をお願いします。 番号1、大字戸畑字石櫃〇〇〇〇番〇〇外1筆、登記簿地目は田と畑、合計面積194㎡です。5条の賃貸借契約で、賃貸借権の設定です。賃貸人は、〇〇の〇〇〇〇さん。賃借人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、資材置場用地としての転用です。なお、平成19年頃より資材置場用地として使用されており、追認案件です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、7番委員です。

	<p>番号3、大字森字山ノ口〇〇〇〇番〇外1筆で、登記簿地目は田、〇〇〇〇番〇につきましては登記簿面積より実面積が大きいために、全体の実測面積1,374㎡のうち775.15㎡の申請になります。〇〇〇〇番〇の面積は210㎡です。2つ合わせたの合計面積が985.15㎡の申請です。5条の賃貸借権の設定です。賃貸人は、〇の〇〇〇さん。賃借人は株式会社〇〇〇代表取締役〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場用地及び進入路です。なお、令和元年10月より一部造成しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、5番委員です。</p> <p>以上、2件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を</p> <p>番号1 を 私が 説明します。</p> <p>番号3 を 5番委員 お願いします。</p> <p>委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
7番	<p>番号1の調査結果を報告します。土地の所在は国道〇〇〇号線より、町道〇〇〇線に入り、〇〇踏切から約150m入りましたところに位置しております。〇〇〇〇〇の店の裏側になります。面積は2筆で194㎡です。現況は、田と畑を資材置場用地として使用しており、無断転用案件のために、始末書の提出もあります。なお、この農地は第3種農地となります。耕作条件が悪く、平成19年頃に自動車整備工場の資材置場として使用している状況です。隣接の宅地には影響ありません。また、土砂の流出、崩壊、その他災害の発生する状況もありません。過去に農地法違反の該当もありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
推進委員	<p>先ほど4条の申請がありました〇〇〇〇さんと同じ方です。自動車整備工場と山の間にある土地です。委員の報告にあった通り、問題はないと思います。</p>
2番	<p>番号3の調査結果を報告します。土地の所在は、大字森字山ノ口、株式会社〇〇〇に隣接した土地で、同社の事業拡大に伴い、必要車両が増加したため、〇さん所有の1,374㎡の田んぼのうち</p>

	<p>775. 15㎡を駐車場に転用し、〇〇〇と賃貸借権を設定する計画です。現在は、整地工事を一日行いましたので、工事を中止しております。始末書を提出しております。隣接地は、〇さん所有の農地や山林で、残った田へ行く農道がありませんが、駐車場内を通行できるということなので、耕作に何ら問題はありません。また、土砂の流出、崩壊、その他災害の発生の恐れはありません。当地は第2種農地です。許可日から令和元年12月末までの工事計画です。また、工場への橋を渡った先に、地目が田で現況が宅地の土地210㎡あり、耕作も無理であることから合わせて申請を行います。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
推進委員	<p>現地確認に同行しまして、問題ありません。</p>
議長	<p>事務局、補足説明があればお願いします。</p>
事務局	<p>先ほどの第2号議案と同じですが、番号1について、こちらもJR〇〇〇駅から300mの範囲内にありますので、第3種農地との判断をしております。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号について、原案どおり許可し、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、追加の報告事項4番にありますとおり、申請の取下げとなりました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号非農地証明願いについて事務局説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第5号非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字戸畑字石櫃〇〇〇〇、登記簿地目は畑、面積244㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、64年以上前に耕作しておらず、現状原野の状態となっているためです。担当委員は、7番委員です。</p> <p>以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を番号1を私が行います。</p>
7番	<p>番号1について、調査結果の報告をします。土地の所在は、国道〇〇〇号線から町道〇〇〇線に入り、〇〇踏切より約300mの所に位置しております。面積は244㎡で、耕作条件が非常に悪く、耕作放棄し、64年以上経っています。竹が茂っている状態で、周辺の状況から農地として復元しても、耕作できる状態ではありません。以上のことから、申請地は、非農地証明基準に該当します。</p>
推進委員	<p>現在は、竹が生えておりまして、そこに行く道路もないような現状です。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>議案第5号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第5号について、原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p>

議長	次に、議案第6号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第6号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第6号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満が1件で、1,234㎡、</p> <p>3年～5年が3件で、6,634㎡、</p> <p>6年～9年が32件で、120,468㎡、</p> <p>10年以上が2件で、1,667㎡、</p> <p>以上、合計38件で、合計面積が130,003㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	<p>全員賛成です。議案第6号については、原案どおり承認します。</p> <p>次に、議案第7号農用地利用配分計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号農用地利用配分計画についてです。別冊の議案第7号をご覧ください。</p> <p>番号1から番号31については、議案第6号の利用集積の番号1から31の配分計画になります。借受人は〇〇の農事組合法人〇〇で、借受期間は6年です。なお、本案件については、11月6日に農業委員、推進委員、農林課の事業推進班の職員立会いの下、現地調査を行っており、問題はありません。番号32については、議案第6号の利用集積の番号32についての配分計画です。借受人が〇〇〇の合同会社〇〇〇〇で、借受期間は6年です。なお、本案件については、11月5日に農業委員、推進委員、借受人関係者立会いの下、現地調査を行っており、問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。

農業委員	承認される方は挙手をお願いします。
議長	挙手
事務局	<p>全員賛成です。議案第7号については、原案どおり承認します。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、協議・連絡事項があれば事務局説明をお願いします。</p> <p>報告第1号です。農地法第3条の3条第1項の規定による届出（相続による所有権移転）が1件届出されております。</p> <p>報告第2号です。農地法第18条の規定による合意解約が9件、届出されております。</p> <p>追加の報告事項です。</p> <p>報告第3号です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願いが1件、届出されております。</p> <p>報告第4号です。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下げ願いが1件、届出されております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>無いようですので、それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会11月定例総会を閉会します。</p>